

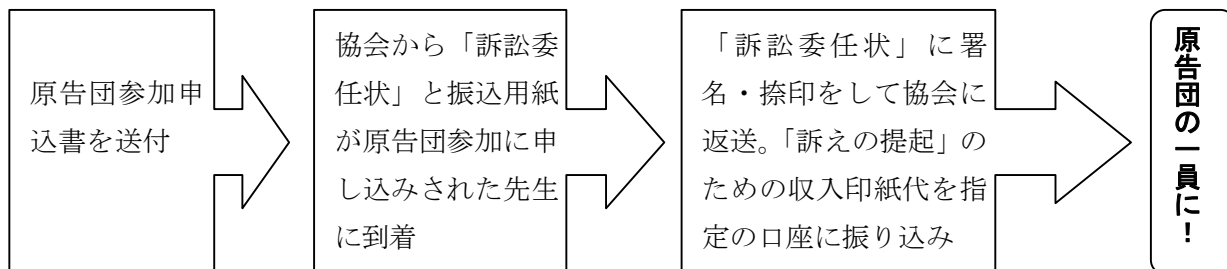
神奈川県保険医協会からの訴訟原告団募集等の要項

(奈良県保険医協会扱い分)

レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟原告団募集

- 募集期限 第1次締め切りを12月26日(金) 神奈川県保険医協会 必着
- 応募資格 オンライン請求義務化が持つ様々な問題点に不満や危機感を持つ保険医
- 訴訟形態 実質的当事者訴訟(行政事件訴訟法第4条を根拠)
- 裁判所 横浜地方裁判所
- 請求の趣旨 「原告らが保険医療機関として療養の給付の費用を請求するについて、電子情報処理組織(オンライン)を用いた費用の請求を行う義務の無いことを確認する」
- 費用負担 「訴えの提起」のための収入印紙代。原告一人あたり1万3千円
(「訴えの提起」とは、訴状を管轄の裁判所に提起して訴えることをいう)
- 申込方法 同封の原告団参加申込書にご記入いただき、FAX(045-461-0215)にてご返送ください。ご返信いただいた先生宛に、再度、「訴訟委任状」と「訴えの提起」のための収入印紙代の振込用紙をお送りいたします。
「訴訟委任状」に署名・捺印をしてご返送いただき、収入印紙代をご入金いただいで申込手続きが完了となります。

原告申込手続の流れ



レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟原告団結成総会

- 開催日時 2008年12月26日(金) 午後8時から9時30分
- 会場 神奈川県保険医協会4階会議室(横浜駅きた東口徒歩1分)
住所: 横浜市神奈川区金港町5-36 東興ビル
電話: 045-453-2411 FAX: 045-461-0215
- 参加対象 原告団参加者とその支援者
- 内容 原告団結成、役員選出、訴訟についての説明等
- 参加申込 FAX(045-461-0215)で参加申込用紙(原告団参加申込用紙と兼ねています)にて事前にお申込ください。

※ お問い合わせ、お申し込み先

神奈川県保険医協会 電話045-453-2411 FAX045-461-0215

〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5-36 東興ビル2階 担当事務局 園田氏

レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟原告団参加申込書

私は、レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟の原告団に参加します。

氏名 _____ 電話 _____

医療機関名 _____ F A X _____

住所 _____

レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟原告団結成総会

参加申込書

12月26日に開催される原告団結成総会に

（該当の方に○をつけて下さい）

参加します 参加できません

結成総会会場の案内地図のF A Xを 希望する 希望しない

（F A X希望の場合はF A X番号を必ずお書きください F A X _____）

私の意見・結成総会へのメッセージ

(参考)

神奈川県保険医協会におけるオンライン請求義務化撤回の取り組みについて

- 06年8月 オンライン請求義務化アンケートを実施 約12%が開業医を辞めると回答。
- 06年10月24日 「オンライン請求義務化撤回要請書」を2964件送付し、返送件数が511件(返送率17.2%)
- 06年12月27日 厚生労働省交渉 署名・要望書提出 診療報酬請求権の有無について再度責任ある回答ができる担当者との交渉を要望し、厚労省は「実施する」と回答
- 06年12月28日 オンライン請求関連ニュース発行
- 07年2月 神奈川県保険医新聞 オンライン請求義務化問題連載開始 3回
- 07年3月8日 厚生労働省交渉 藤澤室長、診療報酬請求権はあるとしつつも「省令によらない方法での請求に対しては支払われない」と強弁
- 07年3月8日 病院問題学習会 田辺幸雄弁護士 オンライン請求義務化と国民の権利
- 07年4月25日 国会議員要請 千葉・阿部両議員
- 07年5月10日 小池参議院議員 オンライン請求義務化問題で質疑
- 07年5月23日 国会議員要請 桜井・福島両議員 桜井議員はその場で厚労省保険システム高度化推進室長に電話し、「高齢医師を強制的に引退させることは問題。オンライン請求義務化の時期延長をするように」と要請した。
- 07年7月 IT戦略本部「重点計画-2007(案)」に対しオンライン請求義務化問題でパブリックコメントを提出
- 07年9月23日 保団連社保部会 田辺弁護士による当事者訴訟の学習会
岡田先生に講演と意見書作成を依頼することを確認
- 07年11月16日 保険診療対策部会 オンライン請求義務化撤回訴訟実施を確認
- 07年12月 保団連代議員会「レセプトオンライン請求「義務化」撤回運動と法的根拠での論争を」文書発言
- 08年1月18日 保険診療対策部会 裁判費用を拡大財政部会に凶ることを確認
- 08年1月29日 拡大財政部会 裁判費用を来年度予算に計上することを確認
- 08年6月3日 馬車道法律事務所(顧問弁護士事務所)との懇談 オンライン請求義務化問題の説明
- 08年6月15日 総会 オンライン請求義務化撤回訴訟方針と予算を決定
- 08年6月 保団連代議員会「レセプトオンライン請求義務化撤回の運動を全国的課題に」口頭発言
- 08年7月 IT戦略本部「重点計画-2008(案)」に対しオンライン請求義務化問題でパブリックコメントを提出
- 08年7月24日 原告団準備会 開催
- 08年9月9日 弁護団会議 国に対する訴訟で合意
- 08年10月21日 第2回弁護団会議
- 08年10月23日 原告団1000人で訴訟を実施することを理事会で決定
- 08年11月16日 保団連関東ブロック会長・理事長懇談会で訴訟協力訴え
- 08年11月20日 第3回弁護団会議

レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟 Q & A

Q 1 なぜ、訴訟をするのですか？

A 1 神奈川県保険医協会では、反対署名を集め厚生労働大臣に提出し、厚生労働省交渉も行ってきました。また、国会でも取り上げていただき厚生労働省を問い詰めましたが、現状ではオンライン請求の義務化は撤回できていません。そこで残された手段として訴訟を起こすことにしたわけです。訴訟にあたり、4人の弁護士と早稲田大学大学院教授の岡田正則先生を交えて訴訟の組み立てについて議論を継続してきました。

Q 2 どのような組み立てで裁判を起こすのですか？

A 2 今回のレセプトオンライン請求義務化の根拠は2006年4月10日に公布された厚生労働省令111号です。いわゆる請求省令と言われるものですが、健康保険法や国民健康保険法から事務的な請求方法について委任された省令です。しかし、省令111号は事務的な請求方法に止まらず、開業保険医に大きな影響を与えるものとなっており、健康保険法等が委任する範囲を超えた省令になっているといえます。そこで、行政事件訴訟法第4条にある「当事者訴訟」としてすすめることにしています。この当事者訴訟は、これまでの行政事件訴訟法の中では救済範囲が狭かったものを補うものとして平成16年の法改正で組み入れられたものです。この当事者訴訟の形態を利用し「オンライン方式による請求を行う義務の無いことを確認する訴訟」という組み立てとしました。

Q 3 オンライン請求を現に行っている保険医も原告になることができますか？

A 3 なることができます。今回の裁判では、すべての保険医が原告になれるように組み立てています。オンラインによる請求は、紙請求と比較して情報漏洩の広がり方が大きく違います。オンライン請求の場合、万が一、情報漏洩した場合、回収することは不可能です。その意味では、オンライン請求を行っている保険医も大きなリスクを背負う事になる訳です。ですから、本当はオンライン請求をしたくないのだけれど省令に従ってオンライン請求をしているということであれば是非、原告団に参加してください。

Q 4 原告になるには、費用がかかりますか？

A 4 今回の裁判は、当事者訴訟という訴訟形態を使うため、それぞれの原告の訴えについて確認することになるため、「訴えの提起」の費用として原告一人につき、収入印紙代（1万3千円）がかかります。ご負担いただくのは大変かと思いますが、保険医の仲間を守るための闘いですのでご理解をお願いいたします。「訴訟の提起」以外の費用（例えば弁護士費用など）については保険医協会が負担します。

Q 5 原告になると法廷に行かなければなりませんか？

A 5 基本的に法廷やマスコミへの対応は、保険医協会の役員が行いますので、必ずしも出廷しなければならないものではありません。もし、尋問等が必要になった場合でも、役員が対応します。ただ、ご都合がつくのであれば、裁判の傍聴に参加していただければと思います。

Q 6 原告団に参加したいが、名前は公表したくない場合はどうなるのですか？

A 6 匿名でも原告団に参加できます。その場合、原告番号〇番のような呼ばれ方になります。

Q 7 なぜ、原告団を1000人規模で募集するのですか？

A 7 裁判を優位に進めるためには、世論を味方につける事が重要です。そのため、1000人の原告団を組織することによりマスコミからの注目を集め、一つでも多くのメディアに取り上げていただき、世論に訴えていきたいと考えています。また、裁判の中でオンライン請求の問題点を明らかにしていきます。オンライン請求義務化は保険医の問題だけでなく、国民全体に大きな影響を与える問題であることが明らかになれば、世論がこの裁判を後押ししてくれることでしょう。そのためにも一人でも多くの保険医が原告団に参加していただきたいと存じます。